

「臨時災害放送局の開設等に関する手引き」

— 主に、「防災・減災のための放送・ネット利用行動計画」に参加する市町村のために —
(第三版)

平成 25 年 5 月 23 日
総務省 信越総合通信局

ポイント

- ① 臨時災害放送局とは、**災害時に市町村**によって開設される**臨時**のFM放送局です。
- ② **緊急時の免許手続は、口頭で可能です（臨機の措置）**。優先電話や衛星携帯電話等を利用して**信越総合通信局放送課**（026-234-9938 又は 090-3145-9497）に連絡して下さい。
- ③ 局舎が被災するなどして信越総合通信局が対応できない事態も起こり得ます。そのときには、関東総合通信局放送課（03-6238-1702）が対応します。
- ④ 開局には、首長等の意思決定がまず必要です。次いで、信越総合通信局に連絡して下さい。
- ⑤ 「臨機の措置」は、平時からの準備があれば、迅速に行えます。**「防災・減災のための放送・ネット利用行動計画」（以下、「行動計画」）**では、あらかじめ、送信設備の設置場所の選定や、機材や電源の確保等を検討し、開局に備えます。
- ⑥ 市町村の庁舎以外のスタジオからも災害関連情報を放送できれば、**防災行政無線を二重化するような効果**が生まれるので、**市町村の庁舎と放送会社のスタジオの間で迅速、正確、確実に情報を伝達するために「公共情報コモンズ」**を利用します。広域の市町村が災害に関する情報を共有する手段にもなります。入力されたデータは、テレビやラジオ、PC、スマートフォン、携帯電話などの多様な情報端末に配信できます。

目次

はじめに	4
1 臨時災害放送局とはどのようなものか	5
1－1 臨時災害放送局の法制度	5
1－2 免許手続き	5
2 臨時災害放送局の機材	7
2－1 アンテナ（送信所）の立地	8
2－2 放送機材の設置	9
2－2－1 スタジオと送信所・アンテナが同じ建物の場合	9
2－2－2 スタジオと送信所・アンテナが離れている場合	9
3 臨時災害放送局の運営	10
3－1 庁舎とスタジオの間の情報伝達方法	11
3－2 放送の編集方針	12
3－3 費用負担	13
3－4 イベント放送局として活用	14
4 臨時災害放送局の開局と運用のルール化	15
5 臨時災害放送局の開設計画の提出	16
臨時災害放送局の開設とその備え（流れ図）	17
6 よくある質問（FAQ）	18
【臨時災害放送局とは何か】	18
問 「臨時災害放送局」とはどのようなものですか。	18
問 臨時災害放送局は、災害の規模が大きくなると開局できないのですか。	20
【免許の手続き】	21
問 臨時災害放送局の免許は、誰が、誰に対し、どのようにして申請すればよいのですか。	21
問 臨時災害放送局の「臨時」には、長くていつまでという期限はあるのですか。	22
問 被災の状況によっては、免許期間を超えて放送を続けられますか。	23

問 複数の市町村が共同で臨時災害放送局を開局することは認められていますか。（＝複数の市町村の演奏所を一つにできますか。）	24
問 臨時災害放送局も中継局を設けられますか。	25
問 災害発生を想定して事前に周波数利用が調整されていれば、免許申請しないですぐに放送を始められませんか。	26
問 免許の付与を電話で申請したいが、断線や輻輳で電話が繋がらないときはどうすればいいですか。	27
問 信越総合通信局への電話が繋がらないときには、信越以外の総合通信局からでも免許を受けられますか。	28
問 既存の CFM の放送をそのまま続けながら、臨時災害放送局の放送を新たに始められますか。	29
問 「臨機の措置」で免許を受けたときには、正規の書面による手続きを行う必要があるのですか。	31
問 臨時災害放送局の免許申請にも手数料の支払いが必要ですか。	32
問 臨時災害放送局にも落成検査が必要ですか。開局期間が短いと、落成検査を受ける前に廃局といったことが起こるではありませんか。	33
問 臨時災害放送局にも電波利用料の支払いが必要ですか。	34
【周波数の割当て】	35
問 周波数に余裕がないと、申請しても免許されないのですか。	35
問 被害が実際に発生していないけれども、これから発生するかも知れない被害軽減のために、臨時災害放送局を開局することは認められていますか。	36
問 警報等が発令される都度に臨時災害放送局を開局する申請であれば、認められますか。	37
問 毎年定日（例えば、12 月 1 日）に、臨時災害放送局を開局するといったことは、認められますか。警報等の発出如何にかかわらずシーズンが到来する前の定日に開局する方が、防災効果を高めることができます。	38
問 他の放送局との混信が生じることはありませんか。	39
問 臨時災害放送局に割り当てられる周波数を平時から住民に知らせておくことはできませんか。	40
問 すぐに放送を開始できるよう機材をあらかじめ設置しておくことはできますか。	41
問 AM 波を使って臨時災害放送局を開局してもかまいませんか。	42
問 臨時災害放送局のことを市民に広く知ってもらうため、「防災の日」の訓練で実際に放送波を发射することは認められますか。	43
【運用】	44
問 臨時災害放送局の開局が認められるのは災害発生からいつまで、という期限はありますか。	44
問 臨時災害放送局は、例えば一日おきに放送するといった運用でもかまいませんか。	45
問 臨時災害放送局の放送を継続していく際に利用できる支援策はないのですか。	46
問 臨時災害放送局が放送するのは、市町村発の情報だけですか。	47
問 臨時災害放送局の開局や運営は、防災担当の部署が担当しなければなりません。広報、市民、情報が担当してもよいですか。	48

問 市町村等は、臨時災害放送局の放送業務を NPO 法人やボランティア団体に委託できますか。	49
問 臨時災害放送局の放送業務を委託する場合、市町村は、どのように放送にかかわればよいのでしょうか。	50
問 市町村が免許を受けて臨時災害放送局を開局し、放送事業者に放送業務を委託するときに、市町村自身は放送内容についてどこまで了解していなければなりませんか。	51
問 県域放送局からニュース番組等の供給を受けて臨時災害放送局の番組に組み入れてもよいですか。その量に制限はありますか。	52
問 臨時災害放送局の番組として、こういう内容のものはいけないといった制限がありますか。	53
問 臨時災害放送局の開局について、市町村が策定する「地域防災計画」の中に明記してかまいませんか。	54
問 臨時災害放送局は、コマーシャル（広告放送、いわゆる CM）を放送してもかまいませんか。	55
【国の支援】	56
問 臨時災害放送局を開局し、放送を続けていく費用はどれほどですか。	56
問 臨時災害放送局で放送する情報を収集するために衛星携帯電話を使いたいのですが、信越総合通信局から貸与を受けられますか。	57
問 臨時災害放送局への電力供給が失われそうなときに、信越総合通信局に移動電源車の派遣を頼めますか。	58
【関係規制】	59
問 臨時災害放送局に、無線従事者は必要ですか。	59
問 無線従事者がいないと、臨時災害放送局を開局できないのですか。	60
問 臨時災害放送局への規制はどのようなものですか。国（総務省）への報告義務などがありますか。	61
【イベント放送局】	62
問 「イベント放送局」とはどのようなものですか。	62
問 イベント放送局の免許は、誰が、誰に対し、どのようにして申請すればよいのですか。	64
問 イベント放送局は、どのようなイベントで開設されるものですか。	65
問 イベント放送局は、周波数に余裕がないために申請しても免許されない、といったこともあるのですか。	69
問 イベント放送局の放送が届かない地域のために中継局を設けられますか。	70
問 イベント放送局にはどのような資格の無線従事者を配置しなければならないのですか。	71
問 イベント放送局の免許申請の際は、手数料はどのくらいの額が必要ですか。	72
問 イベント放送局の免許を受けた後は、電波利用料をいくら払う必要がありますか。	73
問 防災の日などに行う防災訓練において、臨時災害放送局をイメージしたイベント放送局の開設は可能ですか。	74
結び	75

はじめに

東日本大震災の被災地では、24の市町のべ29局の「臨時災害放送局」が開設、運用されています。被災者の生活安定等に活躍する臨時災害放送局の様子は、その後、全国的にも広く報道され、知られているところです。

震災発生当初、臨時災害放送局は、被災地の避難所の避難者名簿、住民の安否、ライフライン（電気、ガス、水道、電話）の状況、支援物資の配布等の情報を放送しました。やがて、炊出し、給水、入浴施設等の救援情報、道路や店舗等の再開情報、仮設住宅や義援金の手続き等の行政機関等からの情報を詳しく提供するようになりました。

本書は、東北総合通信局等が策定、公表する「臨時災害放送局開設等の手引き」を参考に策定されています（http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/saigai_portal/saigaifm.html）。この「手引き」は、臨時災害放送局開局の方法等を、首長はじめ市町村の防災・広報広聴・情報担当の方々に分かりやすく解説しています。未曾有の災害に直面して、機材調達、要員確保、維持運営などがどう行われたかが実例も交えて紹介されていて、信越管内にも参考になる内容です。

これに加えて、本書は、信越地域における「防災・減災のための放送・ネット利用行動計画」（以下、「行動計画」）に参加する市町村のための「手引き」となるよう、書かれています。災害の種類や、臨時災害放送局の開設を取り巻く環境等には、信越の事情を加味しています。「行動計画」は、開局への備えを、市町村や放送会社の「共助」をもって強化しようとするものなので、その目的に沿って編集しています。

被災直後の混乱時にも、より早く、より確実に、臨時災害放送局を開設できるように、そして放送が被災者から必要とされる間は安定して運営されるように、「行動計画」の参加者は行動しようとしているので、本書が、その行動計画の一助になれば幸いです。

信越総合通信局

1 臨時災害放送局とはどのようなものか

「臨時災害放送局」は、FM（エフエム）放送の電波を使用する放送局で、臨時災害 FM 局とも呼ばれます。

阪神・淡路大震災の経験等を踏まえて、平成 7 年 2 月に制度化されました。災害時に、地方公共団体が住民向けに情報を提供するために臨時に開設することができる放送局であり、被災者の救援や生活支援等のための放送を行います。災害の被害を軽減することが目的の放送局なので、住民が手にするラジオ端末に危険回避行動を直接呼びかけて、防災行政無線を補完する役割を担うことができます。

臨時災害放送局を開局するためには、電波法に基づく放送局の免許が必要です。緊急時なので、その免許申請は、「臨機の措置」として電話（口頭）によって行うことができます。

「行動計画」では、この臨時災害放送局の免許が迅速、確実に交付されるよう、あらかじめ検討と準備を進めます。

1 - 1 臨時災害放送局の法制度

臨時災害放送局は、電波法に規定する「基幹放送局」であって、放送法に規定する「臨時かつ一時の目的のための放送」のうち「暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つ」放送を行う放送局です。また、放送法関係審査基準では、臨時災害放送局の放送番組は、「被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲のものであること」と規定されています。（関係法令は、P17 を参照して下さい。）

1 - 2 免許手続き

臨時災害放送局の開設は、緊急事態に対処するものなので、市町村は、電話（口頭）の手続きで信越総合通信局から免許を受けることができます。ただし、必ず免許が付与されるとは限らず、例えば、既存の FM 放送に混信妨害を与えるような場合には免許されません（災害が発生したときには、既存の FM 放送も災害に関する情報を放送するなどしています。）。有限な周波数なので、電波が混雑している地域では、新しく開局する放送局に割り当てる余裕がない、といったこともしばしば生じます。

口頭で免許を受けた場合には、後日、速やかに書面による正式な手続きを行う必要があります。また、災害時の臨時的放送局なので、目的が達成されたなら、廃止しなければなりません。恒常的に放送を続

けられる放送局ではありません。

「行動計画」では、各地の災害発生を想定して、臨時災害放送局の開設の可能性をあらかじめ検討し準備することとしています。効率的に周波数を利用して被害軽減に最大の効果を上げられるよう、免許を受ける市町村や開局を支援する放送会社が様々な可能性を話し合い、信越総合通信局も参加して、「臨機の措置」による迅速、確実な免許付与に備えます。

2 臨時災害放送局の機材

東日本大震災では、津波で多くの建物が流失し、市役所や役場も大きな被害を受けました。臨時災害放送局を開局するためのスタジオスペースや機器を確保することにさえ、多くの困難がありました。

「行動計画」では、主に、コミュニティ FM 放送（以下、「CFM」）やコミュニティチャンネルを持つケーブルテレビ放送（以下、「CATV」）の設備やスタッフを活用しています。臨時災害放送局の迅速、確実な開局に役立つからです。大規模災害では市役所や役場が被災し、防災行政無線のシステムが使用できなくなることも起こり得るので、CFM 会社や CATV 会社の局舎も同時に大きく被災しない限りは、そのスタジオ等を活用することもできます。

機器は、放送局に常備されているものも活用しますが、足りないものは、新たに用意しなければなりません。東日本大震災後は、マイク、ミキサー、CD プレイヤー、録再機器、アンテナなどで構成される機器一式が登場しているので（写真参照）、こうしたものの利用が便利です。

「行動計画」には、被災地外からの応援が織り込まれています。しかし、災害発生によって道路が通行できず、応援の到着が大幅に遅れるといった事態も起こるでしょう。災害時に防災行政無線とともに危険回避を住民に呼びかける手段とするのであれば、すぐに放送が開始できるように機材を常備しておく必要があるでしょう。いずれにしても、遅くとも被災後数時間のうちには放送が始められるように準備を進めることができます。CFM 会社や CATV 会社が市町村の開局を支援することで、開局の準備を円滑に進められます。

（機器一式の写真）（例）



主な仕様

事項	内容	備考
基本機能	FM ステレオ送信機能（1ch）	
送信電力	最大 100w（可変）	
大きさ	縦 670×横 525×奥 520（mm）	突起・前カバー除く
重量	約 60kg	
電源	AC100V	
その他	CD プレイヤ、8ch ミキサ装備 別途送信アンテナが必要	

2 - 1 アンテナ（送信所）の立地

アンテナの設置場所には、周辺を見渡せるビルの屋上や小高い丘を確保できると、遠方に電波が届きやすくなります。ビルや山の陰から発射したのでは電波が弱くなり、届かない地域が増えてしまいます。一方で、スタジオから遠い場所からではスタジオと送信所を結ぶ伝送機器が必要になり、途中のケーブルが断線する等の可能性も高まります。

CFM 会社も CATV 会社も立地していなくて、独自に臨時災害放送局を開局し運用する市町村では、アンテナの設置場所や電源確保の方法を自ら検討し、準備しておくことが大切です。

送信機をスタジオから離れた場所に設置する際は、電源を確保するとともに、スタジオからの番組伝送用の回線を確保して下さい。屋外設置の送信機等を収納する箱（風雨、雪に耐えられるもの）も必要になります。

ビルの屋上にアンテナを設置するには、マストを固定するアンカー（手すり、フック等）が 3 ～ 4 方向に必要です。可搬型の設備一式中に含まれているアンテナの場合にも、それを取り付けるポール等の準備が必要になります。

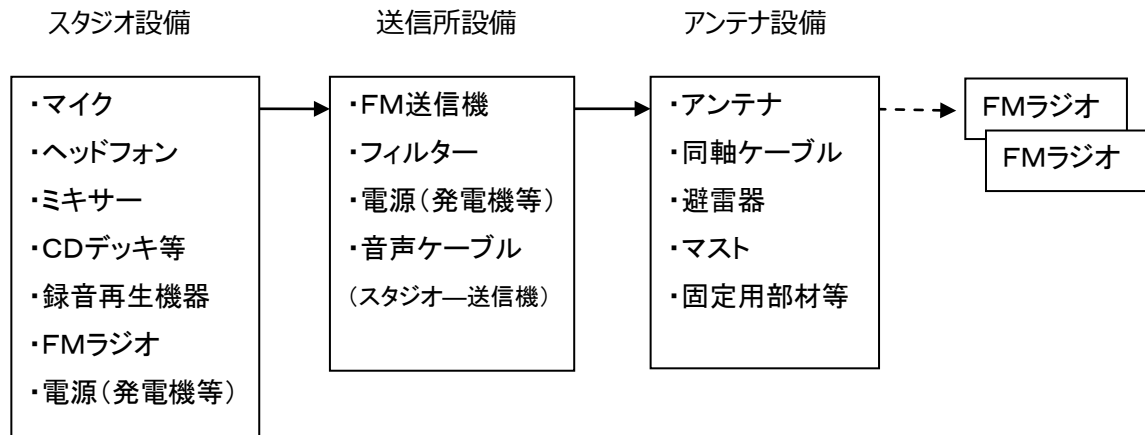
山頂に設置すれば、広域に放送を届けることができます。しかし、電波が飛び過ぎて干渉を起こしやすいので、周到的な検討が必要です。

落雷が多い地域では、避雷針、避雷器の設置といった対策も考慮して下さい。

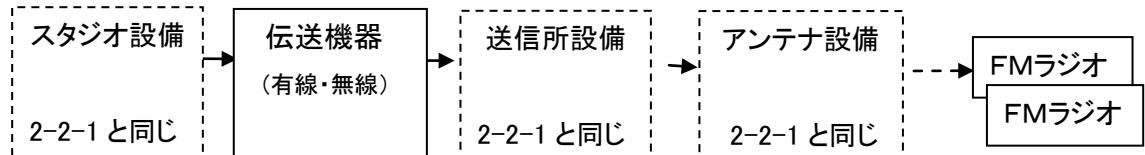
「行動計画」では、臨時災害放送局を開設する市町村ごとに、アンテナの立地や電源の所在、設備の収納等を検討します。特に、アンテナの立地によって、放送が届く地域は変わり、干渉を引き起こすリスクもあるので、なるべく早い段階で、信越総合通信局等の専門家に相談するようにして下さい。

2-2 放送機材の設置

2-2-1 スタジオと送信所・アンテナが同じ建物の場合



2-2-2 スタジオと送信所・アンテナが離れている場合



3 臨時災害放送局の運営

臨時災害放送局を運営するためには、①編成責任者、②アナウンサー（パーソナリティ）、③制作（原稿や放送素材の制作）者、④技術者（ミキサー・編集スタッフ）、⑤レポーター等の要員が必要になります。

被災直後から対策に追われる市町村に、このような要員を用意する余裕はないでしょうから、臨時災害放送局の運営は、外部に委ねるのが現実的です。大規模災害の場合、被災者は様々な情報を必要とし、しかも時間が経過するにつれて情報のニーズは多様化します。万一にも、防災行政無線が使えない事態に陥ったときの二重化にもなります。

防災行政無線とは物理的に別のシステムで臨時災害放送局を開設して、その運営を CFM 会社や CATV 会社に委ねる方法では、市役所や役場の庁舎と CFM 会社等のスタジオとの間の情報伝達が重要になります。電話やファクスに頼ってはいは、断線や輻輳（ふくそう）のために情報が伝わらないことも起こり得ますし、人為的なミスも発生しやすくなります。

「行動計画」では、CFM 会社や CATV 会社の設備や、その経験、専門的知見を活用して、市町村の臨時災害放送局の開局を支援します。それでも、非常時には、限られた人数で運営しなければならないでしょうから、CFM 会社や CATV 会社は、一人のスタッフが幾つもの業務を兼任できるよう平時から訓練しておくことや、昼夜を問わず放送を続ける事態に対する被災地内外からの応援体制を準備しておくことが大事です。

市町村も、非常時の連絡網や、放送する内容の確認等を準備し、関係者との連携を協議、調整しておく必要があります。

3 - 1 庁舎とスタジオ間の情報伝達方法

被災者向けの被害情報や安否情報、給水情報等のような、災害対策本部等から発表される情報は、放送用に整理され、原稿として作成され、読み上げられます。この作業には、CFM 会社や CATV 会社のスタッフの力を借りることができます。加えて、被災直後には、防災行政無線を補完する目的で、臨時災害放送局に避難情報等を放送してもらえれば、放送に慣れた、落ち着いた語りで、例えば、高齢者にも聞き取りやすく伝えられるでしょう。

しかし、このような伝達手法も、庁舎とスタジオ間の情報伝達がうまくいかないと生きてきません。避難勧告等の情報が伝わらないのは、人命にもかかわります。

「行動計画」では、被災直後から臨時災害放送局の開設を支援し、住民に危険回避行動を呼びかけ、防災行政無線や広報車の直接公報を補完します。市町村の庁舎とは別の場所にある放送会社のスタジオに、市町村の庁舎からの刻々と変化する情報を伝えるのには「公共情報コモンズ」を利用します。「行動計画」に参加する市町村は、「公共情報コモンズ」への一度のデータ入力をもって、臨時災害放送局のスタジオに伝えるのと同時に、多様なメディアや情報端末に一元的に情報を伝えます。

災害時の情報伝達に重要なのは、冗長性です。迅速、正確、確実な情報伝達を一つの手法によって担保することは難しく、危険です。「公共情報コモンズ」も絶対ということはありません。電話やファクスのバックアップを備えておく必要があります。

「公共情報コモンズ」では、入力したデータが正しく伝達されているかをブラウザを利用して常に確認することができるので、万一トラブルがある場合には、電話等による伝達に速やかに切り替えるなどの対策を取ることができます。

3 - 2 放送の編集方針

避難者の生活支援や、まちの復旧の様子を知らせる情報は、多様であり、大量です。市町村発の情報だけでは足りず、放送会社が独自の取材で収集し、伝えることも必要になるでしょう。そのときには、CFM 会社や CATV 会社の、地域メディアとしてのネットワークや実績やノウハウが活きます。

ただし、放送の主体は、あくまで市町村です。住民に何をどう伝えるのかを決めるのは市町村であって、CFM 会社や CATV 会社は、市町村から放送の業務を受託して運営する立場です。ですから、「行動計画」では、災害時にどのような情報をどう伝えるのかという編集方針を、市町村と放送会社があらかじめ協議します。放送の内容は、市町村発の情報が中心でしょうが、東日本大震災では、救援活動に従事する自衛隊、電話等のライフライン事業者、消防、警察からの情報等も伝えられていました。

3-3 費用負担

臨時災害放送局の免許は、市町村に与えられます。放送を、どのように、いつまで行うのかを決めるのも市町村です。そのような放送に伴い発生する費用ですから、基本的に、市町村が負担すべきものです。

もっとも、CFM 会社や CATV 会社が臨時災害放送局を運営する際に、市町村の費用負担をどうするのかは、一様ではないでしょう。CFM 会社や CATV 会社の運営を、普段から市町村が支えている例もあります。放送主体と運営主体の関係は、市町村ごとに違います。ですから、非常時に備える平時からの準備として、両者の間であらかじめよく話し合っておく必要があります。

3-4 イベント放送局として活用

臨時災害放送局用として確保している設備は、大きな災害が発生しなければ使用しません。しかし、常にその設備を保守しておく必要があるほか、いざという時に設備操作ができるように習熟しておく必要があります。

このため、免許主体や免許の条件は臨時災害放送局とは異なるものの、同様の周波数で開局できるイベント放送局の設備として、普段から設備を使い慣れておくことは有用です。平時に地域で開催するイベントで放送を行うことで放送局の運用を関係者が経験できますし、イベントに集まる人たちに向けたイベント放送局を通じて臨時災害放送局の周知を図ることができ、住民の防災意識の向上に繋がります。

4 臨時災害放送局の開局と運用のルール化

臨時災害放送局の開設の体制を協議していく過程で、各地域の実情に応じて関係者の間で開設や運用のルールを定めるようにする必要があります。

災害発生時には被災地において多くの情報が発生します。しかし、一つの音声メディアにおいてそれらをどのような優先順位で放送していくのかなどの約束事がないと混乱をきたし、重要な情報が住民に伝わらない恐れがあります。

臨時災害放送局の免許主体は市町村なので、基本的には免許を受ける市町村が中心となり実際に放送局を運用する者と協議しておくこととなります。生活圏が広いために隣接する市町村の情報も提供する必要があったり、電波が届く範囲の市町村が共同して免許を取得して運用する必要があったりするので、互いの約束事をこれらの市町村間で協議しておく必要があります。

このようなルール化を関係者が進めていくための参考として、別添 1 の「**臨時災害放送局の開局と運用のルール化**」に合意が必要と考えられる項目を例示しました。「公共情報コモンズ」によって広域の市町村が災害に関する情報を共有することができるので、共有できた情報をどのように伝えるかについて各地域ごとに話し合い、合意事項を明確にしておくことをお勧めします。

5 臨時災害放送局の開設計画の提出

各地域で合意事項の整理なども含めて開設のための体制確立が整った段階で、別添 2 の「**臨時災害放送局の開設計画**」を信越総合通信局（放送課）へ提出してください。

体制を確立していく段階では、放送エリアのシミュレーションなどを行い開設する場所・必要とする送信設備などが運営体制と共に整理されると思います。それらを免許申請に必要な基本的な内容として予め開設計画を提出していただくことで、「1－2 免許手続き」にある「**臨機の措置**」を口頭で申請する場合に、“予め提出されている開設計画の内容で開設したい”と申請することができるようになります。このような準備があらかじめなされていれば、直ちに免許することができます。

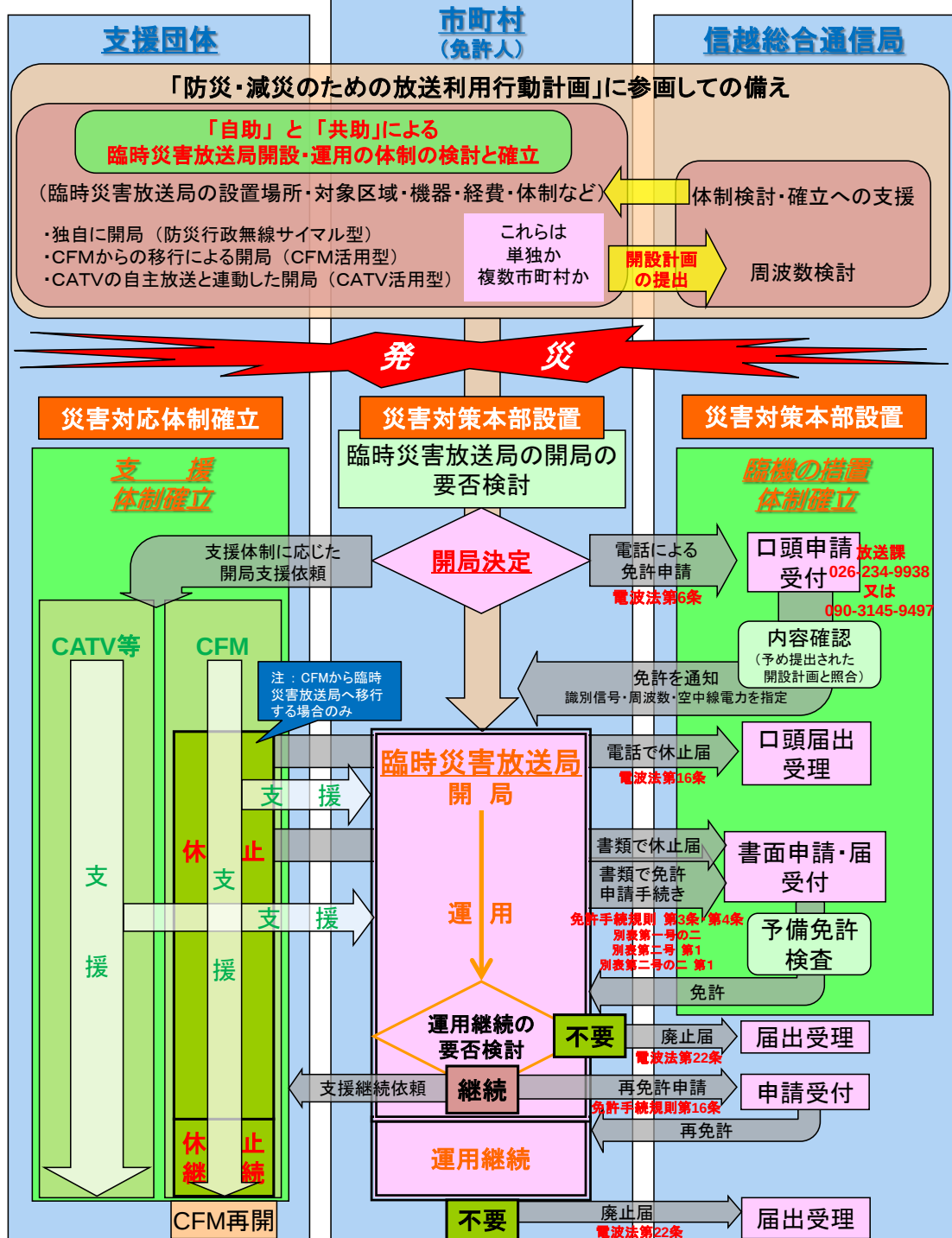
なお、開設する場所は、あらかじめの検討段階では一箇所に定まらず複数の場所を候補としておく場合もあると思われますので、そのような場合には、それぞれの場所ごとの内容による開設計画を提出してください。実際に開設となった段階に、口頭申請の際にどの場所で免許を受けたいのかを明言していただくこととなります。

また、提出後に計画内容が変更となった場合は、その内容で再提出してください。

臨時災害放送局の開設とその備え（流れ図）

臨時災害放送局の開設とその備え

大規模災害時に有益とされている「臨時災害放送局」の開設に備えた体制作り及び
発災時において必要となる基本的な行動の流れを図示した



6 よくある質問（FAQ）

【臨時災害放送局とは何か】

Q0001_00

問 「臨時災害放送局」とはどういうものですか。

（答）

- 1 「臨時災害放送局」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのエフエム放送のことです。
- 2 災害対策放送を目的とする臨時の放送局であり、緊急に開設するものであり、初期の目的が達成された時点で廃止されます。正式な申請手続（書面申請、審査、検査等）は後日災害対応が一段落した段階で行えばよく、電話（口頭）で申請を受け付けて免許付与するという柔軟な措置（臨機の措置）が認められています。

* * *

（参考条文 臨時災害放送局関係規定）

○放送法（抜粋）（昭和25年法律第132号）

（番組基準等の規定の適用除外）

第八条 前三条の規定は、経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は 臨時かつ一時の目的（総務省令で定めるものに限る。）のための放送 を専ら行う放送事業者には、適用しない。

（災害の場合の放送）

第一〇八条 基幹放送事業者は、国内基幹放送を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

○放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）

（番組基準等の規定の適用除外）

第七条 法第八条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～七 （略）

2 法第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送（以下「臨時目的放送」という。）は、次の各号に掲げる事項のいずれかを目的とするものでなければならない。

一 国又は地方公共団体が主催し、後援し、又は協賛する博覧会その他これに類する催し物の用に供すること

二 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと

○電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）

別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準

第5 放送関係

4 超短波放送局

(3) 臨時災害放送局

臨時災害放送局の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の2(※)の基準により行う。

ア 免許主体としては、被災地の地方公共団体等、災害対策放送を行うのに適した団体であること。

イ 放送対象地域は、災害対策に必要な地域の範囲内であること。

ウ 放送番組は、被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲内のものであること。

(※) 超短波放送局（FM系）について、設備など一般的審査の基準を規定したもの

○放送法関係審査基準（平成13年総務省訓令第68号）

別紙1（第3条関係）

第3条(11)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

1～17（略）

18 臨時災害放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、次の基準によるものとする。

(1) 認定等主体としては、被災地の地方公共団体等、災害対策放送を行うのに適した団体であること。

(2) 放送対象地域は、災害対策に必要な地域の範囲内であること。

(3) 放送番組は、被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲内のものであること。

○無線局免許等事務処理規程（平成13年1月6日総基総第10号）

第23条 非常災害（中略）時における重要通信の疎通の確保を図るため、次の各号に掲げる場合は、無線局の開設、周波数等の指定変更、無線局の設置場所等の変更について、臨機の措置を行うことができる。

（略）

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0002_00

問 臨時災害放送局は、災害の規模が大きくないと開局できないのですか。

(答)

- 1 災害の大きさの要件はありません。
- 2 「被災地における被災者への支援及び救護活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲内」の放送番組でなければなりません。災害の規模が小さくとも、地方公共団体が必要と判断するのであれば、開局できます。

作成日：20121220

更新日：20130401

【免許の手続き】

Q0003_00

問 臨時災害放送局の免許は、誰が、誰に対し、どのようにして申請すればよいのですか。

(答)

- 1 臨時災害放送局の開局には、放送開始前に免許が必要ですが、電話（口頭）による申請と免許付与の手続き（臨機の措置）が用意されています。
- 2 申請できるのは地方公共団体等です。市町村や広域連合からの申請を想定しています。
- 3 長野県内及び新潟県内の市町村等は、信越総合通信局放送課（電話 026-234-9938 又は 090-3145-9307）に対し、電話で申請して下さい。災害時は電話がつながりにくいことがあるので、優先電話や衛星携帯電話を利用するようにして下さい。
- 4 電話で申請があると、信越総合通信局は、使用できる周波数等を決めて、口頭でお知らせします。伝えられたその周波数等をもって機材の調整を行って下さい。この調整を誤ると、他の放送に干渉を与えてしまうことがあります。機器を操作する市町村等の職員は、非常時に備えて操作方法を習得しておくよう、平時から訓練して下さい。市町村等から放送業務を受託するCFM事業者やCATV事業者においても同じです。
- 5 「臨機の措置」は、あくまでも緊急時の仮の対応であり、口頭での免許付与をもって放送を開始した後は、事態がある程度落ち着いたところで、正式な書面による手続きを取って下さい。
- 6 使用できる周波数、空中線電力（送信出力）の範囲、アンテナ設置予定場所等の検討があらかじめ行われていれば、市町村が信越総合通信局に電話連絡をした時点で、使用する周波数、空中線電力、呼出名称(識別信号)等の情報を速やかに伝えることができます。行動計画では、このような状況をできるだけ沢山の市町村が準備することを目指します。

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0003_03

問 臨時災害放送局の「臨時」には、長くていつまでという期限はあるのですか。

(答)

- 1 臨時災害放送局は、臨時かつ一時的に開局される放送局ですから、免許期間も、被害の軽減に役立つという目的に照らして客観的に認められる合理的な期間になります。加えて、被害の軽減に役立つ放送としての役割が達成できたときには、その時点で自主的に廃止すべき性格の放送局です。
- 2 免許期間は、信越総合通信局が免許の際に付与します。一方、廃止の時期を決めるのは、市町村です。例えば、被災住民への情報伝達が臨時災害局の放送に頼らなくてもすむようになったと市町村が判断すれば、免許期間中であっても廃止の手続きを取ることができます。逆に、臨時災害放送局の放送を続ける必要があると市町村が判断するのであれば、免許期間の間は放送を続けることができますし、免許期間の延長を信越総合通信局に申請することもできます。

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0003_05

問 被災の状況によっては、免許期間を超えて放送を続けられますか。

(答)

- 1 信越総合通信局では、臨時災害放送局の放送の必要性を勘案して有効期間を定めて免許します。ですから、臨時災害放送局の免許は、当該期間の満了日をもって自然と失効します。
- 2 しかし、住民生活の被災からの回復が当初の見通しよりも遅れるなどしているために、臨時災害放送局の放送を必要とする期間が長期化することがはっきりしたときは、免許期間を超えて放送を継続することができるよう、免許期間を事実上延長することがあります。
- 3 一旦廃止や免許を失効した場合は、臨時災害放送局を再開する形になります。この場合には、当初の免許と同じ手続（電波法令に基づく手続）が必要になります。これに対し、免許期間が満了する前に放送を継続できるようにするには、再免許という、再度の開設の場合よりも簡便な手続があり、一般的には、この方法が用いられます。
- 4 信越総合通信局では、状況に応じて必要な手続などを事前にアドバイスすることができるので、なるべく早くに相談して下さい。

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0004_00

問 複数の市町村が共同で臨時災害放送局を開局することは認められていますか。（＝複数の市町村の演奏所を一つにできますか。）

（答）

- 1 複数の市町村が共同して免許人になることも、市町村広域連合が免許人になることもできます。
- 2 臨時災害放送局を開局したい複数の市町村が同一のCATV事業者等に放送業務の運営を委ねると、結果的に、共同して臨時災害放送局を開局することになる可能性があります。二つ以上の市町村のそれぞれの放送業務を独立したものとして引き受けることは、非常時の混乱の中にあって現実的ではないからです。
- 3 共同でなくても、一の市町村が免許人となり、周辺の市町村の情報提供も併せて行うという市町村間連携は、現実的な選択肢です。もっとも、市町村が置かれている事情は様々でしょうから、信越総合通信局に相談して下さい。

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0005_00

問 臨時災害放送局も中継局を設けられますか。

(答)

- 1 中継局は設けられますし、遅れて追加することもできます。
- 2 臨時かつ一時的な利用のために中継局を置局する費用対効果を判断して中継局を開局したいという市町村がある場合には、周波数利用が逼迫していない限り、認められます。
- 3 また、被災地の生活が復旧/復興していく過程で、臨時災害放送局の放送を別の地域でも聴けるようにしたいということで中継局の追加を望む市町村がある場合も同様です。

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0006_00

問 災害発生を想定して事前に周波数利用が調整されていれば、免許申請しないですぐに放送を始められますか。

(答)

- 1 行動計画では、複数の災害発生を想定して、周波数の効率的、効果的割当てを事前に検討します。したがって、周波数の割当てもある程度準備ができており、災害発生直後の混乱時にも「臨機の措置」によって迅速に対応できます。
- 2 行動計画は、被災地には複数の臨時災害放送局が開局されることもあり得るので、被災地の市町村等がいつ開局しようとするのか、あるいは、被災地外から何台の送信設備等が集まるのかといったことにも、周波数の割当ては、影響を受けることがあります。
- 3 すべての災害発生に準備ができているわけではなく、災害の状況によっては、想定していたものと違う周波数割当てになる可能性も否定できません。このため、あらかじめ確定的に周波数を割り当てることはできないので、どうしても免許申請による確認の手続が必要です。電話（口頭）での申請は行って下さい。
- 4 なお、周波数利用については、行動計画に参加する個々の市町村と信越総合通信局との間で十分な協議を行うことになるので、この協議の中で、市町村等は運用開始までの具体的な手続きを確認して下さい。

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0007_00

問 免許の付与を電話で申請したいが、断線や輻輳で電話が繋がらないときはどうすればいいですか。

(答)

- 1 通常の固定電話や携帯電話が繋がりにくいときには、災害優先固定電話や災害優先携帯電話、衛星携帯電話を利用するなどして、信越総合通信局放送課（026-234-9938 又は 090-3145-9307）への連絡を試みて下さい。
- 2 通常業務の時間外は、緊急連絡先に連絡して下さい。信越総合通信局では、災害発生に備えて「信越総合通信局災害対応マニュアル」（民間のBCP（事業継続計画）のようなものです）を定期的に更新している。このマニュアルの下、放送局等との間では、夜間等の緊急連絡先等を相互確認することになっています。行動計画に参加する市町村との間でも、同様に、緊急連絡先の確認を行います。
- 3 通常業務時間内でも、信越総合通信局自体が被災するなどしているために連絡がつかないことがあります。そのときも、上述の緊急連絡先に連絡して下さい。それもつながらないときには、総務本省情報流通行政局地上放送課（電話 03-5253-5793）も応急の連絡を受け付けます。東日本大震災の発災当日は東北総合通信局の建物が被災し電話連絡が取れない状況が続きましたが、東京等の遠隔地とは電話が通じたために、総務本省との間で相談が行われた事例もあります。
- 4 災害発生時には、臨時災害放送局の開局申請以外にも様々な必要が生じるでしょうから、耐災害性の高い衛星携帯電話をあらかじめ用意しておくなどして、連絡手段を確保するようにして下さい。

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0008_00

問 信越総合通信局への電話が繋がらないときには、信越以外の総合通信局からでも免許を受けられますか。

(答)

耐災害性の強い優先電話を使用したとしても、信越総合通信局自体が大きく被災しているようなときには、連絡がつかないこともあり得ます。このようなときは、関東総合通信局が信越に代わって「臨機の措置」を講ずることができます。ただし、当分の間は、総務本省情報流通行政局地上放送課（03-5253-5793）にまずご連絡下さい。

作成日：20121220

更新日：20130401

問 既存の CFM の放送をそのまま続けながら、臨時災害放送局の放送を新たに始められますか。

(答)

- 1 CFM と臨時災害放送局の放送が並存するのは、
 - ① CFM を行う無線設備とは別の無線設備（別の周波数）を追加して併設する場合
 - ② CFM を行う無線設備（CFM のための周波数）を使用して、CFM だけでなく臨時災害放送局の放送の免許も受ける場合です。
- 2 ①については、特段の問題はなく可能です。もちろん、臨時災害放送局の放送には、CFM の免許とは別の新しい免許が必要です。
- 3 CFM は、平時には様々な種類の放送番組を放送し、コマーシャルも入れる商業放送として、地域に受け入れられています。この放送を「休止」するかどうかは、放送主体である CFM 事業者が決める事柄です。CFM の「休止」を前提としないで、異なる周波数帯域を使って臨時災害放送局の放送を「追加」することは、制度上禁止されていません。
- 4 もっとも、大規模広域の災害が発生したときには、周波数利用の逼迫が起きる可能性があるので、一つの地域で CFM に加えて臨時災害放送局を開局する余波で、CFM を持たない周辺の市町村が臨時災害放送局の放送を始められないといった事態が起きるようなことは望ましくありません。効率的で効果的な周波数利用のため、また、市町村間の共助や事業者による支援を模索して中で、できるだけ多数の市町村のニーズに応えられるようにすべきであり、CFM がある地域については、その活用を考えるのが基本でしょう。
- 5 逆に言えば、被災地域の広がりが限定的で、臨時災害放送局の開局数が限られていて、周波数利用の逼迫が起きそうにない種類の災害（例えば、豪雪や地すべり）の場合に、CFM とは別に臨時災害放送局を開局するのは合理的な場合があるでしょう。
- 6 一方、②の同一の設備・周波数で CFM と臨時災害放送局の機能を併せ持つことも、制度上は禁止されていません。
- 7 しかし、CFM に課せられる要件を満たしつつ、臨時災害放送局の放送の業務を運用することになるので、管理が複雑になります。空中線電力が上限 20W の CFM を、時間帯によっては上限 100W の臨時災害放送局の放送に切り替えるといったことを混乱なく繰り返し、臨時災害放送局の放送の休止時間帯に限り CFM に対する放送規律にしたがって運用するといったことは、あまり現実的ではありません。

ません。

- 8 なお、①、②のいずれの場合も、CFM も臨時災害放送局も運営主体は同じなのに、免許主体は違っています。このため、放送の時間、役割、責任、管理など明確にして、リスナーが混乱することのないように対処する必要があります。

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0010_00

問 「臨機の措置」で免許を受けたときには、正規の書面による手続きを行う必要があるのですか。

(答)

- 1 「臨機の措置」は、あくまでも、緊急時の仮の対応です。臨時災害放送局が運用を開始した後は、できるだけ速やかに正規の書面による申請手続きを行って下さい。
- 2 臨時災害放送局を開局するようなときには、免許手続き以外にも、様々なやりとりが総合通信局との間で行われるはずです。状況が落ち着いてからの手続きについては、信越総合通信局に個別に相談して下さい。

作成日：20121220

更新日：20130401

問 臨時災害放送局の免許申請にも手数料の支払いが必要ですか。

(答)

- 1 放送局の免許申請に際しては、電波法第 103 条の規定により、手数料を国に納める必要があります。
- 2 臨時災害放送局の免許申請手数料は、空中線電力（送信出力）が 9 6 , 4 0 0 円です（10 ワットを超え 100 ワット以下の場合）。
- 3 落成検査を受ける場合の手数料（注）は、4 4 3 , 1 0 0 円です（同上）。

注：無線局の免許申請者は、通常の場合、落成検査に合格すると免許が与えられます。「臨機の措置」で臨時災害放送局が開局されるときは、この検査手続きなしにひとまず免許が与えられて、無線局の運用が始まります。しかし、事態が落ち着けば、後日に検査が必要です。落成検査は信越総合通信局の職員が原則として実施するものですが、登録検査等事業者が点検等を行えば書類審査だけで足るとされる方法（登録検査等事業者制度と呼ばれています。）もあり、広く利用されています。登録検査等事業者の点検等の手数料は、電波法関係手数料令に規定されておらず、事業者が決めることができます。（なお、上記事業者により行った点検結果をもとに国の検査を受ける方法をとる場合には国の手数料は 2 , 5 5 0 円です。）

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0012_00

問 臨時災害放送局にも落成検査が必要ですか。開局期間が短いと、落成検査を受ける前に廃局といったことが起こるのではありませんか。

(答)

- 1 臨時災害放送局は、臨時かつ一時的な放送局なので、「臨機の措置」により、落成検査を受けずに無線局の運用を開始することができます。しかし、落成検査が免除されているわけではないので、事後であっても、検査を受ける必要があります。
- 2 もっとも、臨時災害放送局がその開局の目的を短期のうちに達成し、廃止されるような場合には、廃止後に落成検査を行う必要性は見出せません。結果として、落成検査を行う前に廃局されている、ということも起こり得ます。非常時の事態が落ち着けば、正式の手続きを進めなければなりません。事態が落ち着けばそもそも廃局という場合もあるでしょう。災害の規模によって状況は違うでしょうから、信越総合通信局に個別に相談して下さい。
- 3 なお、落成検査を行わない以上、落成検査を受ける場合の手数料支払いは発生しません。

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0013_00

問 臨時災害放送局にも電波利用料の支払いが必要ですか。

(答)

- 1 電波利用料の納付は、不要です。
- 2 電波法第 103 条の 2 の規定は、電波法の免許を受けた者(免許人)に電波利用料を国に納める義務を定めていますが、臨時災害放送局は、同条第 12 項の規定により、適用が除外されています。

作成日：20121220

更新日：20130401

【周波数の割当て】

Q0014_00

問 周波数に余裕がないと、申請しても免許されないのですか。

(答)

- 1 周波数に空きがないと免許されません。
- 2 臨時災害放送局の放送は、既存の県域 FM 放送や CFM、他の臨時災害放送局の放送と同じ周波数帯域（FM 帯域）を使用します。FM 帯域の周波数利用が逼迫していれば、市町村が開局を希望しても免許を受けられないことがあります。防災行政無線用のように、占用できる周波数帯域が用意されているわけではないからです。隣接する市には免許が付与されたのに、遅れて申請すると付与されない、といったことも起こり得ます。
- 3 アナログ方式である FM 放送の帯域の、いわば「すき間」を利用するので、周りが山々に囲まれている長野県内の場合、電波干渉が起きにくく、他県に比べると比較的余裕は大きいものの、その長野県内でも同時に開局できる臨時災害放送局の数は有限です。このため、限られた周波数資源を効率的に使い、被害の予防と被災者の救援等に最大の効果を上げられる臨時災害放送局の開局について、行動計画は、関係者が協議、調整をあらかじめ進めて有効に周波数を使えるようにし、災害発生に備えることを計画しています。
- 4 なお、実際の開設に当たり、特定の場所・空中線電力を前提とした周波数の割当てが困難であっても、場所を変更し、あるいは空中線電力を低減する等により割当てが可能となる場合があります。詳しくは、信越総合通信局に相談して下さい。

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0015_00

問 被害が実際に発生していないけれども、これから発生するかも知れない被害軽減のために、臨時災害放送局を開局することは認められていますか。

(答)

- 1 暴風、豪雨、洪水、地震など、災害の種類には様々なものがあります。例えば、暴風、豪雨、洪水などは、ある程度事前に発生が予想できる災害です。
- 2 臨時災害放送局の放送は、「暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと」を目的とするものであり、その開局は被害が生じた場合に限定していますが、例えば洪水警報が発せられたような場合は、まだ家屋等に被災はなくても行動が制限される被害は生じているわけだし、「被害が生じた場合」に相当するとの判断は可能です。人命の被害等が生じる前に、危険を回避する行動を住民に促したいと地方公共団体が開局を申請するときに、総合通信局が「被害が生じていない」ことを理由に申請を受け付けないことはありません。個別事例への適用については信越総合通信局にお問い合わせ下さい。
- 3 一方で、被害があるかどうか分からない災害にもかかわらずあらかじめ開局するといったことは、制度が想定するところではありません。FM 放送の帯域の「すき間」を、災害時に共用するのが臨時災害放送局の特徴であり、危険が迫ってもいないのにその帯域を占有していると、他の市町村での緊急の利用に支障が生ずる可能性があるからです。

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0016_00

問 警報等が発令される都度に臨時災害放送局を開局する申請であれば、認められますか。

(答)

- 1 臨時災害放送局は、あくまで臨時かつ一時的な放送局なので、災害発生の都度に関し、終息の都度に廃局するのであれば、制度に反していません。
- 2 他方で、例えば、大雪警報が発出されたなら開設し、警報が解除されたなら廃止するという手続きを繰り返すことは、豪雪が一定の季節の中で短い周期で反復される可能性が高いこと、その季節が最長でも 4 ヶ月程度であること等を踏まえると、あまり現実的ではありません。このような場合には、豪雪被害を軽減するために一旦開設した場合には冬季を通じて局の開設状態を継続し、必要に応じて断続的に放送する運用とするのが合理的でしょう。手続きの負担や申請関連費用の発生を考えると、そのような運用でないと、豪雪の危険の軽減に役立つ放送にならないでしょう。
- 3 もっとも、周波数利用が逼迫している地域であるために、冬季と言えども占有することが他の地域の災害軽減を妨げる恐れがあるときには、認められない可能性もあります。
- 4 災害の種類は同じでも、その対策は地域によって違います。市町村が置かれている地理的条件や財政的な事情も異なるでしょう。周波数利用がどれほど逼迫しているかも、地域によります。ですから、どのような運用が可能かは、信越総合通信局に個別に相談して下さい。

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0017_00

問 毎年定日（例えば、12 月 1 日）に、臨時災害放送局を開局するといったことは、認められますか。
警報等の発出如何にかかわらずシーズンが到来する前の定日を開局する方が、防災効果を高めることができます。

（答）

- 1 毎年定日の開局は、認められません。
- 2 切迫していない災害に備えるのに恒例で開設するのはもはや臨時災害放送局ではありません。「12 月 1 日をもって」というように、あらかじめ開設日を決めるようなこともできません。

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0018_00

問 他の放送局との混信が生じることはありませんか。

(答)

- 1 他の放送局と混信が生じないように周波数の割当てを行うので、基本的には、混信は生じません。
- 2 ただし、臨時災害放送局の場合、臨時かつ一時的な周波数利用であるので、その割当てにあたっての混信状況の確認などは、通常のラジオ放送に比べると、緩やかな条件で免許を与えています。加えて、災害時には、できるだけ速やかに多くの人が利用できるよう、多少の雑音が生じる可能性を受容しつつ、開局の迅速性を優先します。
- 3 結果として、一部の地域において、既存のラジオ放送が少し聴きにくくなるといった事態が発生することがあり得ます。しかし、このような事態の発生は、事前には予測が難しく、厳しくすると、開局数を少なくするか、そうでなくとも慎重に検証する必要が生じて開局までに時間を要してしまいます。
- 4 大規模災害の発生時には、多数の臨時災害放送局への周波数の割当てを準備しなければならないので、行動計画では、平時からできるだけ綿密に計画を検討し、割当てを行い、場合によっては、実験試験局を開局して検討を進めることで、もっとも効率的で効果的な置局を目指します。それでも、様々な被災のパターンがあるためにすべてに備えることはできません。混信は生じないようにするけれども、地域によっては多少の影響はおき得るかも知れないという範囲で、災害時における、臨時かつ一時的な放送の置局を準備します。
- 5 ですから、万一、聴取者等からの申告等で混信が判明したときは、信越総合通信局(放送課)(026-234-9938)まで連絡して下さい。

作成日：20121220

更新日：20130401

問 臨時災害放送局に割り当てられる周波数を平時から住民に知らせておくことはできませんか。

(答)

- 1 臨時災害放送局の使用する周波数は、「基幹放送用周波数使用計画」において、電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して個別に定める(割り当てる)とされています。つまり、通常利用されていない帯域に「空き」があるときに限って、周波数を死蔵させないよう、災害の被害の軽減に利用しようというのが臨時災害放送局の制度です。
- 2 臨時災害放送局が使用する電波は、NHKや民放の県域FM放送、CFMも使用する周波数帯です。臨時災害放送局の放送が利用する周波数は、既存の放送の「すき間」である上に、他の臨時災害放送局の放送との干渉が生じないようにしなければなりません。一般的な防災行政無線であれば、占有できる帯域が用意されていて、あらかじめ使用する周波数は決まっていますが、臨時災害放送局は、開局すら保障されていないという不自由なもののなのです。このため、開局の段階にならないと、周辺の周波数利用との調利用できる周波数は確定しないので、住民への事前周知も基本的には困難です。
- 3 行動計画では、あらかじめ様々な災害の発生を想定して検討を進めるものの、発生する災害の規模や、開設される臨時災害放送局の数等によって、割り当てられる周波数は変わる可能性があります。市町村や放送会社の間で、いざというときに割り当てられる周波数の候補についての情報を共有するようなことは、迅速に開局するための準備としては合理的でしょうが、あらかじめ広く住民に周知するとかえって混乱を招きかねないことから、基本的には慎重であるべきでしょう。
- 4 もっとも、CFMを「休止」して臨時災害放送局を開局する場合に、できるだけ同じ周波数を利用できるようにします。CFMのリスナーがそのまま臨時災害放送局の放送を聴くことができる利点があるからです。増力できるかどうかは周辺の事情により異なりますが、少なくとも、同じ出力のまま臨時災害放送局に切り替えるのであれば問題ないはずです。

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0020_00

問 すぐに放送を開始できるよう機材をあらかじめ設置しておくことはできますか。

(答)

- 1 すぐに開局できるよう機材を用意しておくことは望ましいことです。ただし、誤って不法電波を発射しないよう、対策が必要です。例えば、アンテナをあらかじめ設置しておくのであれば、電波法 78 条により定められた電波法施行規則 42 条の 2 の規定にしたがって、給電線は外しておくといったことが必要です。
- 2 行動計画に基づく演習等を実施するなどして、機材の設置や取扱いの訓練を行うようにして下さい。

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0021_00

問 AM 波を使って臨時災害放送局を開局してもかまいませんか。

(答)

- 1 AM 波（中波帯）を使用する臨時災害放送局については、制度が準備されていません。中波帯・短波帯の電波は、他国にも伝達しやすい性格を有するために、中波帯・短波帯の放送局を新たな場所に開設する場合や、既に存在する放送局の周波数等を変更する場合などには、他国への混信を避けるための国際調整が必要で、国際的責任から我が国のみの判断が困難だからです。
- 2 もっとも、現に人命等に切迫した危険があり、かつ、他の方法がない場合等について、中波帯や短波帯の利用をもって事態の打開が図れる状況にあるときには、例外的な措置もあり得ます。それでも、臨時災害放送局の開局を共助によって支援していく行動計画では、中波帯や短波帯でなければ情報を伝達できない状況はあまり想定されないので、臨時災害放送局は FM 波を用いることで計画を進めて下さい。
- 3 なお、AM 波の放送は、県域放送としての役割を担っており、災害発生時には被災者のための情報を放送し、孤立する地域への情報提供等にも放送局が自身の番組編集として取り組むことでしょう。県域のラジオ局の放送としての編集の中で、AM 波が今後も活躍することは期待されています。

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0022_00

問 臨時災害放送局のことを市民に広く知ってもらうため、「防災の日」の訓練で実際に放送波を発射することは認められますか。

(答)

- 1 臨時災害放送局の開設・運用の訓練等を行うため、臨時災害放送局を模擬した無線局を開設することができます。
- 2 開設に当たってはあらかじめ無線局の免許を受ける必要がありますので、その種類や機能についていくつかの方法については、信越総合通信局放送課にご相談下さい。

作成日：20121220

更新日：20130401

【運用】

Q0025_00

問 臨時災害放送局の開局が認められるのは災害発生からいつまで、という期限はありますか。

(答)

- 1 相当の期間が災害発生から経過していても、合理的理由があれば開局できます。また、廃止後に再開もできます。ただし、再開の場合は、臨時災害放送局を新たに開局するのと同じ手続きが必要です。
- 2 臨時災害放送局の免許は、災害対策放送を行うのに適した被災地の地方公共団体等に対し、災害対策に必要な地域の範囲内に放送対象地域を限って与えられるものです。災害の被災者を救護し、支援する活動等を円滑に実施するのに必要と市町村が判断するのであれば、それがいつの時点であろうとも、開局は可能です。
- 3 東日本大震災においては、仮設住宅に生活している避難世帯への広報誌の配布や、回覧板による情報共有等を再開しようという動きが復興が進む過程で現れてきたときに、ラジオ放送から始めようということで被災数ヶ月後に開局した例がありました。
- 4 もっとも、開局が速やかに行われれば、それだけ早くから被災者の情報ニーズに応えることができます。ですから、開局する以上は、できるだけ早期に開局する方が被災者の情報ニーズに応えられるでしょう。

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0026_00

問 臨時災害放送局は、例えば一日おきに放送するといった運用でもかまいませんか。

(答)

- 1 毎日放送しなければならないといった要件はありません。一日数回といった断続的な放送でもかまいません。
- 2 もっとも、臨時災害放送局の放送の目的からして、一日おき、あるいは定刻だけ、ということで足りるかどうかは、放送主体である市町村が判断する必要があります。
- 3 臨時災害放送局の放送として適切かどうかは、CFM 事業者や CATV 事業者に運営を委ねる場合にも、免許を受ける市町村が、被害の状況や、他の情報伝達手段の復旧の状況、運用の実情等を総合的に勘案して決めて下さい。
- 4 現実の問題としては、臨時災害放送局の放送に対する住民のニーズは強くとも、それに応えていくだけの体制が整わないために放送時間を限らざるを得ない可能性があります。放送を続けていける応援体制をどう準備するのかは、行動計画の一つの課題です。

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0027_00

問 臨時災害放送局の放送を継続していく際に利用できる支援策はないのですか。

(答)

- 1 東日本大震災の際には、全国共同募金会（赤い羽根）や日本財団の支援金等が全体の放送継続を支えていたほか、放送の「空き」時間に放送できるようにと全国的な放送会社が音楽番組を提供するといった支援も行われました。他にも、様々な人たちが様々な形で、今も放送継続を支援しています。
- 2 信越地域で、万一の災害が発生した際に、どのような支援があるのかは、あらかじめ確定的ではないので、行動計画としては、市町村等や地域の放送メディアの共助等だけでまず放送を開始できる準備をした上で、放送の継続のためにこうした支援の活用も視野に入れて検討を進めます。

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0028_00

問 臨時災害放送局が放送するのは、市町村発の情報だけですか。

(答)

- 1 臨時災害放送局は、「被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲」の放送番組を放送します。東日本大震災の際には、給水等の支援活動をする自衛隊や国の関係機関から発せられる情報も放送されていましたし、NPO 法人やボランティア団体からの生活支援情報もありました。放送主体は市町村や市町村広域連合なので、市町村発の情報が中心でしょうが、市町村発の情報でなければならないわけではありません。
- 2 復興に長期間を要すれば、被災住民の精神的なケアのための「音楽」や、笑いのための「軽い娯楽」を求める声も出るでしょう。特に、避難所生活を強いられていて、他に、心安まるものがないようなときには、ラジオというイヤホン等でも聴けるメディアは力を発揮します。
- 3 臨時災害放送局の放送業務を、CFM 事業者やCATV 事業者に運営を委ねる市町村の場合は、放送会社としての持てる能力を最大限に発揮できるので住民が必要とする情報を収集し編集し提供することが期待できます。ただし、放送の免許主体は市町村等なので、業務を委託する先の放送事業者とは、放送内容について平時から話し合い、何を任せるのかを決めておく必要があります。

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0029_00

問 臨時災害放送局の開局や運営は、防災担当の部署が担当しなければなりませんか。広報、市民、情報が担当してもよいですか。

(答)

- 1 いずれの部署でもかまいません。臨時災害放送局の開局を決めるのは首長でしょうから、市町村内の担当は問われません。
- 2 ただし、放送法令、電波法令の趣旨を理解して開局や運営に当たる必要はどここの部署でも同じなので、信越総合通信局と向き合う責任部署はあらかじめ準備をして下さい。CFM 事業者やCATV 事業者に運営を委ねる場合も、免許の主体は市町村等なので、担当がどこであれ、市町村内の推進体制が曖昧にならにようにして下さい。

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0030_00

問 市町村等は、臨時災害放送局の放送業務を NPO 法人やボランティア団体に委託できますか。

(答)

- 1 放送主体である市町村が業務を委ねる先は、NPO 法人やボランティア団体でもかまいません。
- 2 もっとも、「行動計画」に基づき、CFM 事業者や CATV 事業者が臨時災害放送局の開局を支援する体制が行動計画に基づき作られるのであれば、NPO 法人やボランティア団体が放送業務を行う必要はなさそうです。
- 3 大規模広域災害が起きたときには、様々な NPO 法人やボランティア団体が救援活動や生活支援活動を長野県や新潟県の地でも行うでしょうし、その際には、CFM や CATV をベースにする臨時災害放送局の活動とも関係が生まれるでしょう。臨時災害放送局の放送自体は、放送事業者が受託し、その上で放送事業者が NPO 法人やボランティア団体とも番組制作の上で連携していくのが現実的な方策だろうと思います。

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0031_00

問 臨時災害放送局の放送業務を委託する場合、市町村は、どのように放送にかかわればよいのでしょうか。

(答)

- 1 臨時災害放送局の業務には、放送内容の取材、放送原稿の用意、アナウンス、機器の調整管理等、様々なものがあります。そうした業務に明るい者に放送の運営を頼むことは否定されませんし、むしろ、非常時なのだから積極的に活用すべきでしょう。
- 2 しかし、放送法令、電波法令に対する責任は、あくまで免許を受ける市町村にあるので、放送の実施状況、内容など把握して放送を適切に管理するのは、市町村の役割です。
- 3 東日本大震災では、市町村の行政機能が喪失するほどの被害の中、NPO 法人やボランティア団体が市町村に代わって臨時災害放送局を運営する地域もありました。市町村がその運営にかかわっていない状況も一部には見られたようです。
- 4 「行動計画」は、多数の市町村が本来の機能を失うような事態までは想定していません。むしろ、CFM 会社や CATV 会社のハード、ソフトを如何に活用して住民のニーズにあった情報提供を行うか、市町村はどうすれば救助や救援などの業務に集中できるかを意識して策定されています。
- 5 市町村は、あらかじめ非常時の放送内容について運営主体とよく話し合い、一度災害が発生したときには、信頼を寄せ委ねる信頼関係を、日頃から構築しておく必要があります。

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0032_00

問 市町村が免許を受けて臨時災害放送局を開局し、放送事業者に放送業務を委託するときに、市町村自身は放送内容についてどこまで了解していなければなりませんか。

(答)

- 1 市町村等についても、臨時災害放送局の免許主体である以上、放送法令、電波法令を遵守する立場にあります。放送法の番組基準等は、適用されないものの、編集責任は市町村等にあります。したがって、放送内容について知らないとはなりません。
- 2 ただし、市町村が放送の内容を事前にいちいち了解するようなことは現実的ではなく、放送の運営に支障が生じます。市町村としては、放送業務を信頼できる者に委ねて、自身は救助や救援の業務に集中したい事情もあるでしょう。
- 3 したがって、放送の内容については、どのような内容の放送をいつどのように行うのかといった大枠を市町村等と委託先の放送事業者が平時のうちに話し合っ合意しておき、災害発生時にはその合意に基づき放送が行われるようにして下さい。

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0033_00

問 県域放送局からニュース番組等の供給を受けて臨時災害放送局の番組に組み入れてもよいですか。その量に制限はありますか。

(答)

- 1 ニュース番組等は、被災地の被災者にとって必要な情報です。県域放送局から許諾を受けて行うのであれば、特に問題ありません。量にも制限はありません。
- 2 もっとも、県域のラジオ放送は、臨時災害放送局とは別の周波数で県域全体に向け放送を行っています。被災者は、ラジオ端末で県域のラジオ放送も聴くことができます。ニュース番組等を臨時災害放送局で放送することがどのように被災者の利益にかなうのかを市町村が考え、判断しての措置であれば、信越総合通信局として、その実現を妨げる理由はありません。
- 3 大規模広域災害では、臨時災害放送局と県域放送局の連携が必要になります。復旧・復興に向かう地域社会を支えていくのに、番組を相互に交換し放送するなどしていけば、双方に利益があるでしょう。

作成日：20121220

更新日：20130401

問 臨時災害放送局の番組として、こういう内容のものはいけないといった制限がありますか。

(答)

- 1 臨時災害放送局には、番組基準等の規定は適用されませんが、これは、臨時災害放送局が臨時かつ一時の目的のための放送を専ら行う放送であって、本来、その規定を適用するまでもないからです。したがって、仮に、復興のための放送として期間が長くなるような場合には、番組基準を策定しなくとも番組準則に沿った編集を行うといったことが必要でしょう。
- 2 東日本大震災の被災地では、長期にわたり放送を継続する臨時災害放送局が登場しています。臨時災害放送局の運用を巡っては、行動計画を通じて、こうした課題にも向き合います。
- 3 もっとも、行動計画において放送業務を受託するのはCFM事業者やCATV事業者なので、放送の放送番組の編集の自由や責任について理解があります。その知識と経験に基づき行動すれば、問題は生じないでしょう。

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0035_00

問 臨時災害放送局の開局について、市町村が策定する「地域防災計画」の中に明記してかまいませんか。

(答)

- 1 臨時災害放送局の開局について、市町村がその「地域防災計画」に記載することはかまいません。
- 2 ただし、割り当てる周波数がなくて開局できないといったことも可能性としてわずかでもある以上、住民が混乱するといったことがないよう、計画中にその旨を明記するといった対策は講じて下さい。
- 3 「行動計画」では、臨時災害放送局の開局を望む市町村について、開局の成否をあらかじめ十分な検討を行います。したがって、災害が発生してから慌てて臨時災害放送局を開局しようとするのと違って、おおよその周波数事情は事前に分かっています。地域によって事情は違うでしょうが、開局の見込みもないのに記載するといったことはなくせます。

作成日：20121220

更新日：20130401

問 臨時災害放送局は、コマーシャル（広告放送、いわゆる CM）を放送してもかまいませんか。

（答）

- 1 制度上禁止されていません。免許主体である市町村等がコマーシャルを入れたいのであれば、編集の一部として市町村等が決めることができます。
- 2 もっとも、被災地である現地の状況、予想されるリスナーの反応等を勘案すると、災害時の放送にコマーシャルを入れたいスポンサーがいるのかは別の問題です。
- 3 東日本大震災後の臨時災害放送局が放送を継続していくためにコマーシャルをもって維持費用を捻出できないかが検討されたことがあります。臨時災害放送局の活動を支援するためにコマーシャルを出稿しようという企業が現れるに至り、コマーシャルが臨時災害放送局の放送にも入るようになりました。臨時災害放送局が放送を続けるためのコマーシャル出稿という方法は、今後の臨時災害放送局支援の方法の一つとして定着する可能性があります。
- 4 他方、特定の企業、商品の宣伝を市町村等の放送の中で行うことを問題視する向きがあるかも知れません。
- 5 行動計画は、コマーシャルによる収入を期待せず、免許主体と運営主体があらかじめ合意したルールによって費用を捻出することを想定しています。

作成日：20121220

更新日：20130401

【国の支援】

Q0038_00

問 臨時災害放送局を開局し、放送を続けていく費用はどれほどですか。

(答)

- 1 一概に費用を示すことは難しいです。放送の期間や方法等によって必要な要員が変わりますし、情報収集をどのように行うかによっても違います。
- 2 行動計画にある臨時災害放送局の類型（CFM 活用型、CATV 活用型、防災行政無線サイマル型）によって、放送事業者の支援の形は違ってきますし、その支援内容も一様ではなく、それぞれの市町村等や放送事業者の事情や平時からの関係等によって変わるでしょう。
- 3 臨時災害放送局の開局を準備する作業の中では、こうした費用を試算することとしてみて下さい。

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0039_00

問 臨時災害放送局で放送する情報を収集するために衛星携帯電話を使いたいのですが、信越総合通信局から貸与を受けられますか。

(答)

- 1 信越総合通信局では災害発生の際、被災自治体等の要請を受けて貸し出せるよう、衛星携帯電話、MCA 無線機器、簡易無線を保有しています。
- 2 詳しくは下記ホームページを参照いただき、実際の貸与に当たっては信越総合通信局陸上課（026-234-9944）と、貸与可能な台数、搬入の方法や利用するための設置条件等についてご相談下さい。

URL <http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/sbt/saigai-taiyo.pdf>

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0040_00

問 臨時災害放送局への電力供給が失われそうなときに、信越総合通信局に移動電源車の派遣を頼めますか。

(答)

- 1 信越総合通信局では災害発生の際、被災自治体等の要請を受けて派遣できる、災害対策用移動電源車を保有しています。
- 2 詳しくは下記ホームページを参照いただき、実際の派遣に当たっては信越総合通信局総務課（026-234-9963）と、派遣可能な空き車両の状況や搬入の方法等についてご相談下さい。

URL <http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/sbt/saigai-taiyo.pdf>

作成日：20121220

更新日：20130401

【関係規制】

Q0041_00

問 臨時災害放送局に、無線従事者は必要ですか。

(答)

- 1 必要です。
- 2 臨時災害放送局は、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士又は第一級総合無線通信士の有資格者（無線従事者）を配置しなければなりません。（電波法第39条第1項、電波法施行令第3条第1項）
- 3 ただし、員数については、臨時災害放送局の運用に当たって無線従事者の役割が果たせればよく、特に具体的な定めはありません。
- 4 臨時災害放送局の開局に当たっては、市町村等やその開局を支援するCATV事業者が法令の要請を満たすことができる無線従事者がいるかどうか、いないときにはどのように確保するかも、臨時災害放送局開局に向けての準備の中で対処が必要です。

作成日：20121220

更新日：20130401

問 無線従事者がいないと、臨時災害放送局を開局できないのですか。

(答)

- 1 電波法令は、臨時災害放送局にも無線従事者の配置を求めています。臨時かつ一時の放送局に対しては、通常の放送局に比べると、無線従事者の資格者を求める運用を緩やかにしていますが、それでも、放送波を発射する以上、その責任には重いものがあります。機器の操作を誤れば、発射する放送波が他の放送等に妨害を与えてしまう可能性があり、重要な情報の伝達に支障をきたさないとも限らないからです。
- 2 しかし、市町村等の職員に無線従事者がいないために臨時災害放送局の放送を開局できないのは困ります。このため、運用としては、市町村等の職員が平時のうちに送信設備等の操作を学習、訓練し、災害発生時には注意深く設備を操作し、臨時災害放送局の放送を開始するとは認められます。無線従事者には、急ぎ他から応援に来てもらうという運用です。したがって、「臨機の措置」では、無線従事者がいないと免許を付与しない、ということはありません。無線従事者の配置が免許を受け無線局の運用を開始した後になることもやむを得ません。
- 3 開局を支援する事業者無線従事者がいる場合には、その支援を受けるのが現実的な方法ですが、それもかなわないときには、地域の他の放送事業者が応援することや、支援事業者が設備の保守等も含めた支援サービスを開始することなども話し合ってください。

作成日：20121220

更新日：20130401

Q0043_00

問 臨時災害放送局への規制はどのようなものですか。国（総務省）への報告義務などがありますか。

（答）

- 1 放送法令や電波法令に従う必要がありますが、通常の放送とは様子は違い、例えば、番組基準の適用はありませんし、番組審議会を設ける必要もありません。
- 2 開設、運営している間に国に報告しなければならない事項も、基本的にありません。
- 3 臨時災害放送局への規制のために新たな事務が市町村等に発生するということはあまりありません。
- 4 ただし、無線従事者資格配置についての対策については対処が必要です（前問参照）。
- 5 また、「臨機の措置」で免許を受けた後に、正規の書面で免許申請等を行う必要があります。

作成日：20121220

更新日：20130401

【イベント放送局】

Q0044_00

問 「イベント放送局」とはどのようなものですか。

(答)

- 1 「イベント放送局」とは、地域で開催されるお祭りや記念イベント、あるいは大規模なイベント（博覧会、国民体育大会など）が行われる期間に、イベントの各種情報、イベント会場周辺の交通情報・駐車場情報などを周辺地域に提供する目的で、そのイベント期間に沿って開設される FM ラジオ放送局です。
- 2 放送法第8条に規定する「臨時かつ一時の目的（総務省令で定めるものに限る。）のための放送」のうち、放送法施行規則第7条第2項第1号に規定する「国又は地方公共団体が主催し、後援し、又は協賛する博覧会その他これに類する催し物の用に供すること」を目的として、次に示すようにイベントと一体となって6ヶ月以内の期間で放送を行う放送局です。
- 3 免許主体は、イベントの主催者（国又は地方公共団体を除く。）又はイベントの主催者の委託により当該イベント全般の運営を行う者です。
（そのイベントは、地方公共団体等の関与（主催、協賛、後援など）があるもので、参加者や入場者を限定しない広く一般に開放されていること、イベントの会期は原則6か月以下のもので、放送局を開設することがそのイベント計画に組み込まれて一体となり運用されることが求められます。）
- 4 技術的要件
 - ・ 周波数は、76.1MHz から 89.9MHz の中から、その地域で割り当てが可能なものです。
（臨時災害放送局と同様に一般に市販されている FM ラジオやカーラジオで受信が可能です）
 - ・ 空中線電力は、最大 1 0 0 W ですが、イベント会場周辺で必要とする放送範囲に応じて必要最小限のものです。

* * *

(参考条文)

○電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）

イベント放送局は、次の基準による。

ア イベント放送を行おうとするイベントは、次の各条件に適合しているものであること。

（ア） 国又は地方公共団体が主催し、後援し、又は協賛する等国又は地方公共団体が当該イベントに関与しているものであること。

- (イ) 参加者又は入場者を限定しないものであること。
- (ウ) 会期は、原則として6か月以下であること。
- (エ) 同一場所で継続して行うものであること。
- (オ) 放送局を開設することが、特に必要と認められ、かつ、当該イベントの計画に組み込まれていること。

イ 免許主体は、イベントの主催者（国又は地方公共団体を除く。）又はイベントの主催者の委託により当該イベント全般の運営を行う者であること。

ウ 放送対象地域は、イベント会場及びその周辺であること。

作成日：20130523

問 イベント放送局の免許は、誰が、誰に対し、どのようにして申請すればよいのですか。

(答)

イベント放送局の開局には、放送開始前に免許を取得する必要があります。

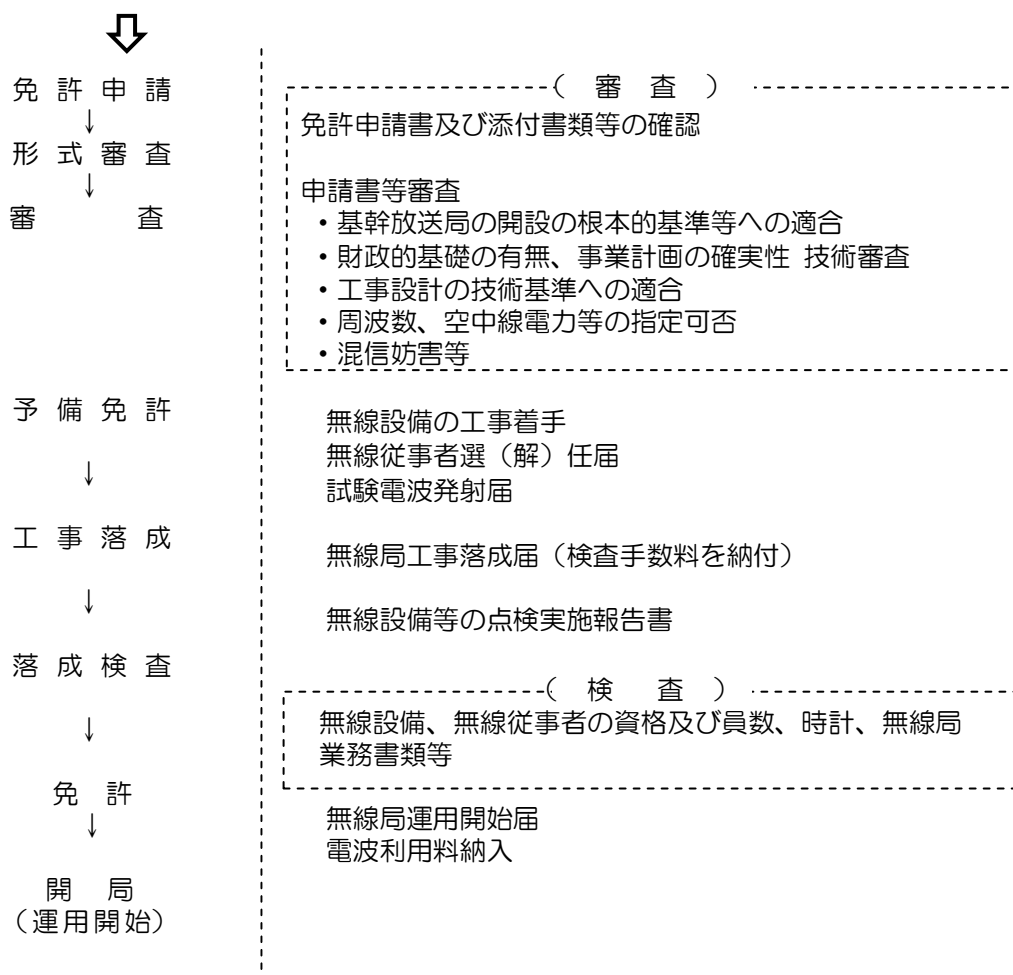
長野県内及び新潟県内の免許主体の方は、信越総合通信局（放送課）へ申請して下さい。

【開局までの基本的な流れ】

イベント放送局の開局を希望するまで余裕を持って開設計画などを信越総合通信局放送課に示していただき、次のような基本的な流れに沿って免許できるように進めて行きます。

開局に向けた事前相談

（イベント計画とイベント放送局開局との関係、開局する場所、期間、希望する空中線電力など）



作成日：20130523

問 イベント放送局は、どのようなイベントで開設されるものですか。

(答)

イベントの規模に制約はありませんが、地方公共団体等の関与（主催、協賛、後援など）があり、イベント放送局を開設することがそのイベント計画に組み込まれて一体となり運用されることが求められます。

信越管内では、これまで次のようなイベントで開局されています。

長野県内：信濃の国楽市楽座大集合、善光寺御開帳、諏訪大社御柱祭、信州博覧会・
国宝松本城 400 年まつり、長野オリンピック冬季競技大会、長野パラリンピック冬季
競技大会

新潟県内：ぎおん柏崎まつり、長岡まつり、全国都市緑化にいがたフェア

イベント（免許主体）	開局期間
’90 信濃の国楽市楽座大集合 （信濃の国楽市楽座大集合実行委員会）	平成 2 年 10 月末 ～ 1 1 月初
善光寺御開帳 （善光寺御開帳奉賛会）	平成 3 年 3 月末 ～ 5 月末
’91 信濃の国楽市楽座大集合 （信濃の国楽市楽座大集合実行委員会）	平成 3 年 10 月末 ～ 1 1 月初
諏訪大社御柱祭 （諏訪地方観光連絡協議会）	平成 4 年 4 月初 ～ 5 月上旬
’92 信濃の国楽市楽座大集合 （信濃の国楽市楽座大集合実行委員会）	平成 4 年 10 月末 ～ 1 1 月初
信州博覧会・国宝松本城 400 年まつり （信州博・松本城 FM 放送運営委員会）	平成 5 年 7 月中旬 ～ 9 月末
ぎおん柏崎まつり （ぎおん柏崎まつり実行委員会）	平成 6 年 7 月下旬
長岡まつり （長岡まつり協議会）	平成 9 年 7 月末 ～ 8 月上旬
長野オリンピック冬季競技大会 （財団法人長野オリンピック冬季競技大会組織委員会）	平成 10 年 1 月上旬 ～ 2 月末
長野パラリンピック冬季競技大会 （財団法人長野パラリンピック冬季競技大会組織委員会）	平成 10 年 3 月上旬 ～ 中旬
全国都市緑化にいがたフェア （全国都市緑化にいがたフェア実行委員会）	平成 10 年 7 月下旬 ～ 1 0 月中旬

イベント放送局の役割をその地域に開設されている CFM が果たしている地域があり、近年、イベント放送局の開局は少なくなっていますが、全国では 2000 年以降に次のようなイベントにおいて開設されており、地域のイベントでの数日間という（最短のものでは 3 日間）短期間の開局というものがあるほか、博覧会などのような長期にわたるものがあります。

【地域イベント関係】

2000 年

中空知地域新産業フェア！！：滝川市
遺跡見学会「'00 河内古代史遊 i n g」：羽曳野市
遺跡見学会「'00 藤原京スペシャル」：橿原市
遺跡見学会「'00 和泉国古代遊 i n g」：和泉市
ナント万葉ウォーク 30 回記念大会：明日香村
第 39 回北上・みちのく芸能まつり：北上市

2001 年

第 40 回北上・みちのく芸能まつり：北上市
東北青年フォーラム 2001 i n 大館：大館市
遺跡見学会「2001 摂津国古代遊 i n g」：茨木市
ユニバーサル・スタジオ・ジャパンオープニングイベント：大阪市
遺跡見学会：橿原市
大海洋祭マンタピア八重山 2001：石垣市

2002 年

カシオペアメッセ・なにやーとオープニングイベント：二戸市
東北新幹線二戸駅・IGRいわて銀河鉄道開業記念イベント：二戸市
狭山池まつり：狭山市
遺跡見学会「2002 和泉国古代遊 i n g」：和泉市

2003 年

第 51 回北見菊まつり：北見市
南るもい冬！春！元気フェスタ：留萌市
海と山のまつり：日立市
遺跡見学会「2003 摂津国古代遊 i n g」：高槻市

2004 年

第 54 回つくみ港まつり：津久見市
つばさのまちフェスタ「りんくう花火の祭典」：泉佐野市
萩開府 400 年記念：萩市

2005 年

大河ドラマ義経 FMウォーク i n 江刺：江刺市
第 55 回つくみ港まつり：津久見市

2006 年

大河ドラマ功名が辻 F M ウォーク i n 北近江：長浜市

第 5 6 回 つくみ港まつり：津久見市

天保山 1 0 デイズわくわく宝島：大阪市

みさわパティオフェスタ：三沢市

2007 年

第 6 0 回 日田川開き観光祭：日田市

第 5 7 回 つくみ港まつり：津久見市

2008 年

第 5 8 回 つくみ港まつり：津久見市

紫波フルーツの里まつり 2 0 0 8：紫波町

2009 年

第 5 9 回 つくみ港まつり：津久見市

2010 年

第 6 0 回 つくみ港まつり：津久見市

よこての賑わい創出プロジェクト Y Y 2 2：横手市

信楽まちなか芸術祭：甲賀市

2011 年

第 6 4 回 日田川開き観光祭：日田市

第 6 1 回 つくみ港まつり：津久見市

2012 年

第 6 2 回 つくみ港まつり：津久見市

I B C まつり i n O R O パーク 2 0 1 2：盛岡市

【博覧会関係】

2000 年

園芸と造園の国際博覧会「ジャパンフローラ 2 0 0 0」（淡路花博）：淡路町ほか

2 0 0 0 年名護サミットキャンペーン：名護市

2001 年

北九州博覧祭 2 0 0 1：北九州市

第 1 8 回 全国都市緑化いしかわフェア「夢みどりいしかわ 2 0 0 1」：金沢市

2 1 世紀未来博覧会「山口きらら博」：阿知須町

2002 年

加賀百万石博覧会：金沢市

2004 年

しずおか国際園芸博覧会（浜名湖花博）：浜松市

2005 年

2 0 0 5 年日本国際博覧会「愛・地球博」：長久手町、西中山町

【スポーツ関係】

2000 年

第 1 6 回全日本トライアスロン宮古島大会：平良市

第 3 6 回全国身体障害者スポーツ大会：富山市

2001 年

第 1 7 回全日本トライアスロン宮古島大会：平良市

2002 年

第 1 8 回全日本トライアスロン宮古島大会：平良市

第 2 回全国障害者スポーツ大会：春野町

2006 年

第 1 4 回日本ジャンボリー：珠洲市

作成日：20130523

問 イベント放送局は、周波数に余裕がないために申請しても免許されない、といったこともあるのですか。

(答)

1 あります。

2 イベント放送局の放送は、既存の県域 F M 放送や CFM などと同じ周波数帯域（FM 帯域）を使用しますので、周波数利用が逼迫していれば開局を希望して免許が受けられないこともあります。

長野パラリンピック冬季競技大会の際は、長野市内のアクアウイングやエムウェーブの会場内部を放送の対象として小電力で開設しましたので、そのような場合は、周波数を利用（選定）する条件は良くなります。

3 イベント計画に組み込まれて放送局を開設することが検討されるでしょうから、検討段階から早めに、開設を希望する期間まで余裕を持って信越総合通信局放送課へご相談ください。

作成日：20130523

Q0048_00

問 イベント放送局の放送が届かない地域のために中継局を設けられますか。

(答)

広域地域でイベントを実施する場合など一つの局では目的が達せられないようであれば、必要最小限の中継局の設置は認められます。

【事例】

長野オリンピック冬季競技大会の場合は、分散した会場での開催であったため、長野地域に開設されたほかに、中継局として松本、白馬、軽井沢の3地域に開設されました。

作成日：20130523

問 イベント放送局にはどのような資格の無線従事者を配置しなければならないのですか。

(答)

- 1 イベント放送局は、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士又は第一級総合無線通信士の有資格者（無線従事者）の配置が必要です。（電波法第39条第1項、電波法施行令第3条第1項）
- 2 具体的に必要な員数の定めはありませんが、イベント放送局を運用するに当たって運用時間や運用期間に応じて無線従事者の役割が果たせる状態でなければなりません。

作成日：20130523

問 イベント放送局の免許申請の際は、手数料はどのくらいの額が必要ですか。

(答)

- 1 イベント放送局の免許申請に際しては、電波法第 103 条の規定により、電波法関係手数料令に定める額の手数料を国に納める必要があります。

イベント放送局の免許申請手数料は、空中線電力（送信出力）による区分で電波法関係手数料令第 2 条に定められています。

0.1 ワット以下の場合、9, 700 円

0.1 ワットを超え 3 ワット以下の場合、39, 100 円

3 ワットを超え 10 ワット以下の場合、54, 300 円

10 ワットを超え 100 ワット以下の場合、96, 400 円

なお、いわゆる電子申請による場合は、下段の表のように減額されます。

- 2 無線局の免許は、無線設備工事が完成した後の落成検査（注）に合格すると与えられます。

落成検査を受ける場合の手数料は、空中線電力（送信出力）による区分で電波法関係手数料令第 3 条に定められています。

0.1 ワット以下の場合、51, 900 円

0.1 ワットを超え 3 ワット以下の場合、201, 900 円

3 ワットを超え 10 ワット以下の場合、372, 000 円

10 ワットを超え 100 ワット以下の場合、443, 100 円

注：落成検査は、国（信越総合通信局）の職員が行うか、登録検査等事業者が点検等を行えば書類審査だけで足りるとされる方法（登録検査等事業者制度と呼ばれ、現在広く利用されています。）があります。

登録検査等事業者が行った点検結果をもとに国の検査を受ける方法をとる場合には、国の手数料は 2, 550 円です。

なお、登録検査等事業者の点検等の料金は、電波法関係手数料令に規定されておらず、各事業者が決めます。

送信機の規模 (空中線電力による)	免許申請手数料		落成検査手数料
0.1 ワット以下	9, 700 円	7, 500 円	51, 900 円
0.1 ワットを超え 3 ワット以下	39, 100 円	28, 400 円	201, 900 円
3 ワットを超え 10 ワット以下	54, 300 円	39, 000 円	372, 000 円
10 ワットを超え 100 ワット以下	96, 400 円	68, 900 円	443, 100 円
		電子申請による場合は、上覧の額となります	登録検査等事業者制度を活用した場合の国の手数料は、上覧の額に関わらず 2, 550 円

問 イベント放送局の免許を受けた後は、電波利用料をいくら払う必要がありますか。

(答)

電波利用料は、良好な電波環境の構築・整備に係る費用を、無線局の免許人等の方々に公平に分担していただく、いわゆる電波利用のための共益費用として、電波を利用する皆様のご理解とご協力を得て納付いただいているところであり、イベント放送局の免許においても、電波法第103条の2の規定により、その別表第6に定める額を国に納める必要があります。

イベント放送局は1年に満たない期間での免許となりますので、次の年額に免許期間の月数を12で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額となります。

20ワット以下の場合、49,200円

20ワットを超え5キロワット以下の場合、170,700円

電波利用料は、免許の日以降に総務省から納入告知書が送付されますので、それに従い免許の日から30日以内に納付してください。

送付された納入告知書による納付方法は以下のとおりです。

- 金融機関の窓口での納付
- インターネットバンキング等による納付
- コンビニエンスストアでの納付

作成日：20130523

Q0052_00

問 防災の日などに行う防災訓練において、臨時災害放送局をイメージしたイベント放送局の開設は可能ですか。

(答)

イベント放送局は「国又は地方公共団体が主催し、後援し、又は協賛する博覧会その他これに類する催し物の用に供すること」を目的として開設されるものであり、住民の防災意識を高めるため広く住民の方々に参加を呼びかけてのある程度大きな規模により行われる防災訓練については、その催し物と位置づけて開設することは問題ないと考えます。

一方、例えばもっぱら臨時災害放送局の開設や運用の習熟のために特定の関係者のみにより行われる訓練など、イベント放送局としての開設が不適切と考えられる場合もあります。

防災訓練の実施に当たってイベント放送局を開設する計画がある場合にはあらかじめ当局にご相談ください。

作成日：20130523

結び

臨時災害放送局についてのお問い合わせ、ご相談等は、信越総合通信局にお寄せ下さい。

相談連絡先	電 話	備 考
総務省信越総合通信局	026-234-9961	防災対策推進室

平成 24 年 12 月 20 日 第一版

平成 25 年 4 月 1 日 第二版

平成 25 年 5 月 23 日 第三版

編集：信越総合通信局